

第1回
新城市都市計画審議会
議事録

- 1 開催日時 令和2年2月26日(水) 午後1時30分から
- 2 開催場所 新城市役所本庁舎 会議室4-3
- 3 出席委員 下表のとおり
- 4 議事 議題「第2次新城市都市計画マスタープラン(案)に関する意見について」
- 5 報告事項 1) 平井地区、石田・橋向地区暫定用途地域解消に係る都市計画決定について
2) 都市計画道路見直しについて
3) 震災復興都市計画について

役職	氏名	出欠
愛知大学 教授	戸田 敏行	出席
新城市社会福祉協議会 会長	前澤 このみ	出席
新城市商工会 副会長	筒井 省吾	出席
新城市農業委員会 会長	森田 尚登	欠席
新城市議会議員	小野田 直美	出席
新城市議会議員	中西 宏彰	出席
新城市議会議員	竹下 修平	出席
新城まちづくりネット 理事	平野 とも子	出席
愛知県新城設楽建設事務所 所長	丹羽 康博	出席
愛知県新城警察署 署長	小田 聡	出席
愛知県新城設楽農林水産事務所 所長	前田 徹	欠席

司会(都市計画課 副課長 杉下成利)

それではただいまから、第1回 新城市都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、都市計画課副課長の杉下と申します。

本日の会議は、委員11名のうち、出席委員9名と過半数に達しておりますので、新城市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立することを報告させていただきます。

なお、都市計画審議会につきましては、新城市都市計画審議会運営要綱第5条にあり

ますとおり原則として公開となっております。本審議会につきましても、非公開とすべき事由のないかぎり公開とさせていただきます。

次に、新城市建設部部長 星野より挨拶申し上げます。

星野建設部長

本来であれば会長にごあいさついただくところですが、今任期最初の審議会ということで会長が選出されておられませんので、私からごあいさつさせていただきます。

都市計画審議会は都市計画法に規定のあるとおり、都市計画に関する事項を調査審議する機関と位置づけられています。本日は審議議案はありませんが、第2次新城市都市計画マスタープランについて都市計画審議会としてのご意見をいただくことや、報告案件を予定していますので、よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 副課長 杉下成利）

つづきまして、事務局より都市計画審議会の組織説明をさせていただき、次第3の会長の選出、会長職務代理者及び議事録署名者の指名を行ってまいります。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

都市計画課長の原田です。よろしくお願いいたします。始めに都市計画審議会の組織説明をさせていただきます。

皆様方に委員をお勤めいただきます都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づいて設置されており、組織及び運営について必要な事項は新城市都市計画審議会条例及び新城市都市計画審議会運営要綱により定めております。資料の委員名簿の次に条例と要綱がありますので、併せてご覧下さい。

条例第3条では、委員の数を15人以内とし、委員構成についても、学識経験を有する者、市議会の議員、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民と定めております。

委員の任期は2年と定めおり、皆様方の任期につきましては、令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間となっております。

審議会委員となられました皆様には新城市の附属機関として、市の都市計画に係る事項について調査・審議など行っていただき、会議出席にあたっては日額の報酬と、交通費をお支払いさせていただきます。

続けて次第の3、会長の選出につきましては、条例第5条第1項で、学識経験を有する者のうちから、「選挙」により定めることとしており、方法については、運営要綱第2条第1項で、「無記名投票」で行うとしています。

また、同条第3項には、委員中に異議がないときは、選挙にかわって指名推薦の方法を用いることができることとしています。

今回の会長選出につきましては、時間の制約もあることから、指名推薦の方法としたいと考えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしの声がありました。それでは、指名推薦によって会長選出を行いますので、お手元の委員名簿の1号委員、学識経験を有する者のうちからどなたかご推薦をお願いします。

委員(新城市社会福祉協議会 会長 前澤このみ)

愛知大学教授の戸田先生にお願いするのはいかかでしょうか。

事務局(都市計画課 課長 原田俊介)

ただいま、戸田委員を会長に推薦するとのご発言をいただきましたが、他にございますでしょうか。

他に候補者がございませんので、新城市都市計画審議会会長に、戸田委員を選出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、新城市都市計画審議会会長を戸田委員にお願いすることといたします。戸田委員におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

司会(都市計画課 副課長 杉下成利)

ただいま、戸田委員が会長に選出されました。戸田委員、会長席にご移動をお願いします。それでは、戸田会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(愛知大学 教授 戸田敏行)

ご指名をいただきましたので、今期の新城市都市計画審議会会長を務めさせていただきます。専攻は地域計画で東三河や三遠南信をフィールドとしており、本日の議題にも上がっている第2次新城市都市計画マスタープランにも関与させていただいています。人口が減少している中での都市計画は非常に難しいと感じていまして、新城市の移動手段というものが大きく変わろうとしているところです。都市計画の現行法は制定より50年経過しており、様々なことが当時から変容していて、現在の地域の課題を受け止め切れていないように感じています。特に新城市は都市部と中山間部とあるため都市計画というものが非常に難しくなっていると思いますが、裏返せば展開によっては非常にいい都市空間を形成できると考えていますので、皆さんにご協力いただきながら、より良い方向に協議していければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(都市計画課 課長 原田俊介)

続きまして、条例第5条第3項の規定に基づき、会長の職務を代理する委員を会長に指名させていただきます。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

それでは、会長職務代理者には、本日はご都合により欠席されていますが、前任期において本審議会の会長を務められた森田委員を指名します。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

会長職務代理者に、森田委員を指名していただきました。本日欠席されていますので、会議終了後、森田委員には職務代理者に指名されました旨、お伝えさせていただきます。

続いて、本日の議事内容を記録するため作成します議事録への署名者2名を会長から指名していただきます。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

それでは、議事録署名者に、前澤委員と小野田委員を指名します。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

会議終了後、事務局にて議事録の作成をいたします。議事録の作成ができましたら、改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

司会（都市計画課 副課長 杉下成利）

それでは次第4議事に入りますので、戸田会長、取り回しをよろしく願いいたします。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

それでは、議事に入ります。先ほど部長からもお話がありましたが、本日は審議議案ではなく、新城市都市計画審議会としての意見を伺うための議題となっております。議題としましては、「第2次新城市都市計画マスタープラン（案）に関する意見について」でございます。では、本議題について事務局からの説明を求めます。

事務局（都市計画課 主事 伊藤寿邦）

事務局都市計画課伊藤より第2次新城市都市計画マスタープラン（案）について説明させていただきます。

第2次新城市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市の都市計画に関する基本的方針として策定するものです。事前に計画案とともに策定経過の概要を記載した資料を送付させていただき、ご確認いただいていると思いますが、策定経過や内容につきまして、簡単に説明させていただきます。

策定の経緯といたしましては、現行の新城市都市計画マスタープランが令和2年3月をもって計画期間満了を迎えることから、昨年度策定されました第2次新城市総合計画を踏まえて策定するものです。これまでの経過といたしましては、社会情勢の急激な変化や、人口減少・超高齢化社会を踏まえ、本市のまちづくりをどのように考えるべきか、どのような都市構造を描くべきかをテーマとして、昨年度、学識者6名と市の部長職3名で構成

する都市構造検討会を設置し検討してまいりました。そして、都市構造検討会の検討・整理を踏まえ、今年度、学識者や有識者からなる都市計画マスタープラン策定委員会、庁内組織として同作業部会を設置し検討を重ね、計画案を作成いたしました。

事前に配布させていただきましたとおり、計画案の構成としましては、目次にありますとおり、本市の概況整理、課題整理を行い、これらを踏まえて市の将来像を設定し、この将来像に向けた具体的なまちづくりの方針を定め、さらには各種方針の中でも特に重点的に取り組むべきものとして重点施策を記載したものとなっています。

冒頭の「はじめに」に記載しておりますとおり、避けることのできない人口減少や高齢化の中で、限られた財源・資源を生かして、住み続けることのできるまちづくりを目指すことが最大のテーマであり、その実現策として市の中心核の魅力・求心力の形成と、この市の中心核と各地域を結ぶネットワークの形成・充実によるコンパクト+ネットワークによるまちづくりを掲げています。そのための具体的なまちづくりの方針として、65ページからはじまります第4章に、各種の方針を記載しています。この方針に、この計画案の計画期間である12年間に市がどのようなまちづくりを目指すかという方向性が伝わるように示しており、土地利用の方針では、この新城地区の市街化区域を市の中心核として魅力や賑わいをつくるために取り組むこと、検討を進めることなどを具体的に示しております。

また、本計画案がまちづくりの方針を示すものであることから、土地利用の方針以外にも、まちづくりの骨格となる道路や交通などの都市施設整備の方針や、甚大化する自然災害を踏まえた都市防災の方針、環境の方針では環境配慮型まちづくりだけでなく、近年全国的にも問題化している太陽光発電設備についても記載してあります。また、総合計画にもあります交流人口、関係人口の創出に向け観光・交流の方針、歴史文化・景観の方針を記載しております。

そして、本計画案の一番の特徴となりますのが、77ページからはじまります第5章の重点施策です。第4章で示したまちづくりの方針はどれもまちづくりに資するものとして重要なものですが、市の現状を踏まえ、限られた財源によりいかにまちづくりを進めるかという点から、特に重点的に取り組むべきこととして6点を重点施策として設定しました。中でも、これまで需要がありつつも市街化調整区域であるため積極的に活用を図っていない国道151号沿道について、民間活力を最大限に生かすため、今後は積極的な活用が図れるよう地区計画制度のこれまで以上の活用を記載しており、これがまちづくりのおける大きなインパクトとなるのではないかと考えております。また、重点施策6点のうち2点は公共交通の検討としており、市街地における魅力や賑わいへとつながる公共交通と、市全域における生活を支える公共交通の2種類の公共交通について、その実現に向けた検討を記載しております。経過、内容についての簡単な説明は以上となります。この計画案につきまして、本審議会意見をいただくため本日の議題とさせていただきますので、自由闊達なご議論をいただきますようお願いいたします。

なお、本計画案につきまして、令和2年1月から2月においてパブリックコメントを実施しましたので、実施結果及び対応として、担当課案の段階ではありますが、参考として本日配布させていただいております。資料1となります。意見提出者は個人2名と市議会

とりまとめのものが1つの計3点でした。

以上が議題説明となります。よろしくお願いいたします。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

1点捕捉します。資料1については、あくまでも担当課による考えです。今後内部決裁等取っていくものになりますので、資料1については会議終了後、事務局にて回収させていただきます。机に置いたままお帰り下さい。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

議題について説明が終了しました。なお、本議題につきましては、委員間での意見を交わした上で、本審議会意見としてとりまとめたいと思います。

では、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

委員（新城市商工会 副会長 筒井省吾）

資料1の5P目番号7は高速バスの利用率についての意見ですが、名古屋に30分早くバスが到着すれば私も利用できるといった話を聞いたことがあります。また、日曜日のバス本数については平日より少ないため、買い物等に利用しにくいと思いますので、改善されると利用率が上がるのかと思います。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

資料1の5P目その他意見については、出された意見をそのまま記載しています。意見による市の考え方の欄ありませんが、これは都市計画マスタープランに対する意見ではないとの判断で、市の考え方は示さないという方向で考えています。

委員（新城市議会議員 中西宏彰）

都市計画マスタープラン（案）のP77に重要施策の記載があります。当然国道151号は重要であると思いますが、南北軸である国道301号や国道257号も重要なものであると考えます。新城ICもでき、おそらく東名にスマートインターもできると思われますので、どんどん利便性をあげていくことが重要ではないかと思います。東三河、奥三河全体で声を出していくことが必要だと思います。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

301号なども主要なものであるのご意見であったと思います。潤沢に財源が有り、すべてを実行していけるような計画が建てられれば一番いいと思いますが、現状難しいと思います。まずは広域幹線である151号から実施していきたいとの考えです。

事務局（都市計画課 主事 伊藤寿邦）

都市構造検討会においても議論された部分になります。人口3万人時代を迎え、人口密

度が減ると中心部の商業者が撤退していく可能性があり、市民は豊橋や豊川、浜松などに行かなければ買い物ができなかつたり、医療が受けられなくなることが想定されます。そのためには一定程度人口密度を保つ地区が必要となります。今回の都市計画マスタープランは市街化区域を中心として据えながら、人口減少をコントロールしつつ、市街化調整区域についても今まで以上に柔軟に土地利用を図っていきたいと言うものが大枠になります。

P57に市の拠点を図示しています。その拠点間を公共交通で結び、広域な市域での持続可能なまちづくりを進めて行きたい計画となっていますが、財源は限られていますので選択と集中を行い、まちづくりに大きな変化を与えたいと考えています。

星野建設部長

まちづくりの将来像として「まちと農村が共生し 多様な暮らしを実現する 山の湊しんしろ」を掲げています。市街化調整区域と市街化区域をつなぐネットワークとして301号は重要なものであると認識しています。けして151号に比べ301号、257号が劣っているとの認識ではありません。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

中西委員の意見は決して都市計画マスタープランの計画が悪いと言っているものではありません。計画を進める上で、重要な意見として市には受け取ってもらいたいと思います。

この計画では151号沿道の地区計画と公共交通の重点施策を設けています。まずはそこから進めて、実現させて行こうという計画構造になっています。

新城駅周辺は奥三河最後の都市部であり、広域的に見ても重要である地域であるため、新城市の都市計画マスタープランは広域性のあるものであると思います。

委員（愛知県新城設楽建設事務所 所長 丹羽康博）

新城設楽建設事務所は広域幹線道路の整備を実務として担当しています。国道151号は豊川ICと新城ICをつなぎ、物流にも非常に重要であると認識しており、今年度から測量に着手しています。人口減少に対して雇用の問題は1つ重要な点であると思います。人々が住み続けたいと思えるような、好循環の生まれるような計画となることに期待します。愛知県では東三河県庁を組織し、基盤整備や防災を展開しているため今後も頑張りたいと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

広域幹線道路については、市では整備できないため県でしっかり実現してもらいたいと思います。広域幹線が重要であることが明確に記載されていることは計画として非常にわかりやすいと思います。

委員（新城まちづくりネット 理事 平野とも子）

第3章にあるように「暮らし続けられる」だとか「地域の姿」などの文章が非常にいい

と思われました。地域活動や文化活動は市にとって非常に重要なものであり、IターンやUターンの魅力ともなりうるものであると思います。各地区の文化活動などをネットワークでつなげて観光に活用するだとか、福祉につなげるだとかできるといいと思います。また市民が高速バスを使って名古屋に行くような文化体験プランが企画されるといいかと思えます。

軽トラ市を開催している地区と開催していない地区の商店の活気の違いが気になります。

事務局（都市計画課 課長 原田俊介）

昨年度総合計画が策定され、その策定にあたり地域で意見交換会が開催されています。多くの会場では幼少期の体験が地元への愛着につながるといった意見があり、そういった部分を総合計画においても位置づけています。都市計画マスタープランの計画中にはなかなか書きづらい部分ではありますが、総合計画では地域活動や文化活動についても触れられています。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

現代の都市計画とは、ソフト事業も含んだものとなっています。都市の形としては都市計画課で対応できるかもしれませんが、ソフト部分については文化担当課等へ展開してもらえるといいと思います。

軽トラ市の開催地区が活気付いているというのは非常に素晴らしい大変なことだと思います。地方都市部の商店街が、なんらかの活性化をするというのはすごいことであると思いますし、軽トラ市は移動ができると言うのが強みでもあると思います。

委員（新城市社会福祉協議会 会長 前澤このみ）

先日、新城市の地域福祉計画が粗々仕上がりました。どの計画でも同じであろうと思いますが、計画策定担当課だけで計画を実行していくことは非常に難しいと思います。各計画の策定後は、新城市の計画であるので市役所各課で共有し、実行に移してってもらえるといいと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

おっしゃるとおり、実行に際しては各課をまたぎながらプロジェクトや事業の展開、他の計画との連動を考えながら行ってもらいたいと思います。

あともう一点意見ですが、今回の都市計画マスタープランは対象を市全域とし、都市計画区域を超えた範囲になっていることが特徴だと思います。今後、新城市が都市計画法によって都市計画を描いていく範囲をどうするのか、これまで通りなのか広げるのか狭めるのかなどについてこの計画期間内に検討することが1つの課題ではないかと思います。そもそも都市計画法自体が変化していくことも十分考えられますのでそういった動きも含めて検討を考えていただきたいと思います。

それでは、個別には多々意見もございましたが、計画をよりよくしていこうとの意見で

あったと思います。全体としての反対意見は無しということで、本審議会としてとりまとめる意見としては、意見無しということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは議題第2次新城市都市計画マスタープラン(案)に関する意見についてにつきましては、この計画を実施していくにあたっての意見はあったものの計画自体の変更が必要となるような意見は無しといたします。以上で本日の議事案件は終了しました。円滑な審議会運営にご協力いただき、ありがとうございました。

【議題終了】

5. 報告事項について説明。

- 1) 平井地区、石田・橋向地区暫定用途地域解消に係る都市計画決定について
- 2) 都市計画道路見直しについて
- 3) 震災復興都市計画について

(意見等)

- ・災害はいつくるかわからないため、モデル地区等でシュミレーションしておく必要があるかと思う。
- ・どういったプロセスを踏んで都市計画事業を決定していくのか確認しておく必要がある。プログラムとして審議会でも共有できていると、緊急時にも審議会が機能可能となる。

6. その他事務連絡

(閉会 午後2時55分)

以上、本議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名者はここに署名する。

令和2年2月26日

新城市都市計画審議会

会 長

戸田敏行

議事録署名者

前澤 二の井

議事録署名者

小野田直美